

介護職員等特定処遇改善加算

■介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

①現行加算要件

現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること

②職場環境等要件

職場環境等要件（賃金以外の処遇改善）について「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行うこと

③見える化要件

介護サービスの情報公表制度や自社ホームページを活用し、介護職員等特定処遇加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること

■職場環境等要件の公表

見える化要件に伴い、職場環境等要件（賃金以外の処遇改善）に関する具体的な取組内容を下記の通り掲示致します。

資質の向上

・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

労働環境・処遇の改善

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

その他

・非正規職員から正規職員への転換